



Title	柳田国男産業組合論に関する研究
Author(s)	山尾, 政博
Citation	北海道大学農経論叢, 39, 153-171
Issue Date	1983-02
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/10976
Type	bulletin (article)
File Information	39_p153-171.pdf



[Instructions for use](#)

柳田国男産業組合論に関する研究

山尾政博

目次

序 一問題意識と課題 一	153
I. 【通解】にみる柳田の産業組合観	155
1. 産業組合法に基づく「総論」の展開	155
2. 「各論」にみる四種兼営思想の全面開花	158
II. 柳田産業組合論の発展	
一【通解】以後の所論 一	161
1. 産業組合金融発展の模索	161
2. 産業組合組織発展の道筋	
一精神的支柱と組織基盤 一	164
III. 帰結としての農業組合論	168
結	171

序 一問題意識と課題 一

日本民俗学の祖、柳田国男に関する研究は、既に膨大な蓄積を得ており、本稿で対象とする柳田の産業組合論に論及したのものも数多くある。言うまでもなく、柳田は農政官僚として産業組合政策に深くかかわり、普及に努める傍ら独自の農政論、産業組合論を展開した。それらの論稿は、柳田の思想的発展、農政学から民俗学に傾斜していく内発的契機を探り、また柳田学評価の基礎的視点を得る格好の素材として絶えず注視され続けてきた。そして、それらをもとに論争が繰り広げられてきたことは周知の通りであろう¹⁾。

農政学者としての柳田については、東畑精一の一貫した高い評価があるが²⁾、わが国の農村協同組合を主な研究領域とするものにとっても、今だに避けて通ることのできない論者の一人であろう。

ところで、最近わが国農業協同組合の進路を巡る議論が活況を呈し、様々

- 1) 柳田学評価、特に農政論・産業組合論にかかわる論争については、差し当り福富正美『日本マルクス主義と柳田農政学』を参照のこと。
- 2) 東畑精一「柳田国男の【時代と農政】」(『朝日新聞』昭和35年6月4日朝刊)、「農政学者としての柳田国男」(同氏『農書に歴史あり』所収)などを参照のこと。

な角度からの検討がなされているが、その際には必ずといっていい程わが国農協の特性—「地域性」・「総合性」—をどう理解するかが大きな課題として提示されている³⁾。勿論、現在の農協は、高度経済成長下で大きな変貌を遂げ、「地域性」・「総合性」の中身も以前とは較べ様がない位変化しているが、それでも依然として地域に立脚して各種事業を営む総合農協が主流を占めている。そして、将来方向を巡る議論では、我国農協のもつ特性を、いかに生かすべきかが絶えず問い続けられているのである。

翻って、わが国農村協同組合組織の発展を事業形態という視点からみるならば、それは「地域性」に立脚した総合性の追求の歴史と言っても過言ではあるまい。成立当初は信用単営組合を中心としたものであったが、次第に兼営組合に移行し、農業倉庫事業への進出、系統組織体制の整備、昭和初期の産業組合拡充計画を経て、最終的には農業会への改組をもって、戦前期農村協同組合は文字通り総合的な形態を完成させるに至った。そして、「地域性」に立脚した「総合性」、兼営主義は戦後の新生農協に引き継がれたのである⁴⁾。したがって、我々がわが国農村協同組合の性格規定を行なう場合、何故に総合的な形態が主流になり得たかという経済理論の究明、さらにその展開過程を経営・事業論的視点、思想史的視点から明らかにする作業は、避けて通ることのできないものである。

本稿は、農村協同組合に対する以上のような問題関心の一環として、柳田国男の産業組合論を整理することを意図したものである。柳田を取り上げる理由は、わが国農村協同組合が「地域性」・「総合性」を基軸に組織されるべきであることを、最も先駆的に且つ体系的に述べた論者であると考えたからに他ならない。

以下では、次の二つに課題を限定し、稿を進めることにする。

まず第一の課題は、柳田産業組合論の出発点とも言うべき『最新産業組合通解』（以下、『通解』と略）を、あらためて検討しなおすことである。第二の課題は、『通解』以後の産業組合論の発展を後づけ、それが如何なる特質

3) 端的には、農協の地域組合化をめぐる議論である。議論の問題点・系譜を整理したものとしては、斉藤仁「農協の地域協同組合化論について」、増田佳昭「『地域協同組合』論の系譜と課題」（『協同組合研究』第一巻第二号）等を参照。

4) 勿論、戦後新生農協の兼営と、産業組合・農業会のそれを同一視している訳ではない。この点は太田原高昭『地域農業と農協』を参照。

をもっていたのかを解明することである。以上の課題は、本来ならば柳田農政学体系の検討を経てなされるべきであるが、筆者の力量の限界故にその点については一連の諸労作に依拠することにし、本稿では明治30年代から40年代にかけて発表された産業組合にかかわるものに限定して考察せざるを得なかった。

I. 『通解』にみる柳田の産業組合観

明治33年の産業組合法の成立を相前後して、産業（信用）組合を論じた書が相次いで世に出されたが、『通解』はそれらの中であってひととき異彩を放っている。東畑精一は、『通解』は、「逐条解釈的な解説ではなくて、もっと経済や社会のなかに喰い込んだ解釈を提示」していると評した⁵⁾。さらに谷沢永一、網沢満昭もその意義を積極的にとらえ、とくに網沢は、「ここには（『通解』—筆者）制定されたばかりの産業組合法の単なる逐条解釈とはほど遠い、そのよって立つところの精神と運営の問題に焦点をあてようとする柳田の精神がうかがわれる……⁶⁾」と評した。以上のような提起と意義づけを念頭に置きつつ、柳田産業組合論の出発点とも言うべき『通解』を、筆者なりに整理していくことにする。

1. 産業組合法に基づく「総論」の展開

柳田が『通解』を世に問うにあたって強烈に意識したのは、普及途上にある産業組合の実情である。自序の部分で次のように述べた箇所がそのまま『通解』を貫く柳田の課題意識と言えよう。即ち、「……現今各地に設立せられたる産業組合の実況を聞くに、其組合員たる者は多くは相當の資産、地位ある者に限り、例えば小作農の如き自己の勤勉と正直との他には、信用の根據とすべきものなき者は殆ど皆共同事業の便益に均霑する能はざるが如し⁷⁾」と。今だに産業組合制度の恩恵に預ることのできない小農小工者をいかに組織するかという課題意識をもって、産業組合法の解説を行なうが、以下ではそれが最も反映していると思われる部分について述べることにする。

「第一章 産業組合の概念」で注目に値するのは、産業組合法第六条、営

5) 東畑精一「柳田国男集について」（『協同組合の名著第二巻』）。

6) 網沢満昭「柳田国男の農政思想」（『季刊 柳田国男研究』創刊号所収）。尚、谷沢永一「近代日本文学史の構想」も参照。

7) 『通解』『定本柳田国男集』28巻、p. 5（以下では巻数のみ表示する）。

業税・所得税が産業組合には免除されるという項に融れた箇処である。小産業者の零細な資本を集合した産業組合といえども、本質的には営利を目的とするもので、「大会社又は『トラスト』⁸⁾」と何ら変わることはないという理解を柳田は示している。この規定は、政策当局者のそれとは明らかに異なる。第二次産業組合法の提出の際、ならびに国会論議の中で、政府側はこの項に触れて、産業組合は「一般公衆に対して営業を為さざるもの⁹⁾」であり、営利を目的としたものではないという趣旨説明を行なった。そして、産業組合が保護されるのは、農工銀行・勸業銀行が保護されているのだからという極めて消極的なものであった¹⁰⁾。これに対して柳田は、本来的に営利団体である産業組合が保護されるのは、ひとり普及のために他ならないという説明を行なっている。ここに、農政官僚でありながら、産業組合を慈善団体に留めることなく、小産業者の営利団体として普及・機能させようとする柳田の意図を見いだすことができるであろう。

産業組合を如何に普及するかに腐心する姿勢は、「第二章 産業組合の種類」で、第二条に言及した点に最も端的に現われている。第二条は、産業組合には無限責任・有限責任・保証責任の三種類あることを規定したものが¹¹⁾、柳田は無限責任組合は「能く其債権者を安心せしめ得るを以て、交渉を円滑且つ容易に爲し遂ぐることを得るの利益¹²⁾」があり、その点では理想的だとしている。だが一方、組織化を進めていく場合に無限責任組合が限界を有していることを、第49条の中に読み取ったのである¹³⁾。即ち、無限責任組合は「……加入は困難にて組合員の数は大抵少数なるべし¹⁴⁾」と述べて、本来組織化の対象となるべき小産業者が必然的に排除されざるを得ないことを看破したのである。そして、小産業者が結集でき、その恩恵に預ることができる組織の形態は、無限責任と有限責任の中間にある保証責任組合だとしている。保証責任組合は、比較的速やかに組合員数を増加させるこ

8) 前掲, p. 15。

9) 産業組合発達史研究会編『産業組合発達史』第1巻, p. 298 (以下『発達史』と略)。

10) 前掲『発達史』p. 305。

11) 前掲『発達史』p. 314。

12) 『通解』28巻, p. 17。

13) 第49条は、「無限責任組合に加入せんとする者は総組合員の同意を得ることを要す」となっている。前掲『発達史』p. 319。

14) 『通解』28巻, p. 18。

とができ、また債権者に対しても無限責任組合とほぼ同様な機能を果たすことができる。したがって、無限責任組合では果し得ない加入者の層の広がり期待でき、さらに有限責任組合では得られない「交渉の圓滑且つ容易」さを持つ保証責任組合こそが最も適当と考えたのである。

こうした点に、当時の他の論者とは違う柳田の産業組合に対する姿勢を読みとることができるであろう。ちなみに、明治40年代までは、無限責任組合が全組合の60%強を占めていたし、従来から指摘されているように、その多くが農工銀行の特別融通を目的としたものであった¹⁵⁾。また、明治30年代の産業組合の総農家数に対する組織率は10%にも満たず¹⁶⁾、ごく一部のものを組織していたにすぎない。しかも、主流を占めていた信用組合は、少数の地主から吸収した出資金で構成され、必然的に貸付資金運用も農村の地主を対象としたものにならざるを得なかった。当時の産業組合の性格が、前期の高利貸資本と大差なかったことは想像に難くないであろう¹⁷⁾。産業組合が少数の組合員によって組織され、地主を中心とした資金融通機関の域を脱していないという原因の一端が、無限責任組合という形態の中にあることを、柳田は見とったのである。

さて、保証責任組合を推奨しつつ、他方では小業者が組合に加入しやすいように、出資金額、およびその払い込み方法などについても説明を加えている。さらに、設立された産業組合が経営破綻をきたし、所期の目的を達成できないままに終ることを案じ、組合経営の発展を展望し、剰余金処分の方法について述べている。柳田によれば、剰余金を準備金として積み立てることは、「内に在りては組合の資金を豊富にし少々の非運に遭遇するも能く其損失を填補して直ちに傷痍を恢復することを得せしめ、外に對しては信用の基礎を成し組合と取引する者をして疑懼の念を抱かしめず隨て組合事業の發達を平易圓滑ならしむる¹⁸⁾」のであり、そのためには可能な限り組合財産の増加を企図すべきだとしている。絶えず資本金を増加させることに注意を

15) 奥谷松治は、無限責任組合から有限責任組合にその比重が移っていく契機を、明治40年の農工銀行法の改正、同43年の日本勸業銀行法の改正に求めている。同氏『日本産業組合批判』p 122。

16) 齊藤仁編『シンポジウム 日本資本主義と産業組合』p. 23。

17) 篠浦徹『農村協同組合の展開過程』p. 19。

18) 『通解』28巻, p. 28。

払い、しかも経営管理を「慎重」に行なうことが、産業組合の基盤を確固たるものにすることを指摘している。

以上のように、「総論」では、法の逐条解釈という形式をとりながらも、その中には柳田の産業組合に対する期待と、設立とその後の運営方法についての所見が、述べられているのである¹⁹⁾。

2. 「各論」にみる四種兼営思想の全面開花

「各種の組合に付き順次に其性質を究せんと欲す」という目的と、産業組合の効能に疑を抱くものが、「前編第一章を見たる後、直に此各論を讀まば恐らくは組合法の精神を理解するに於て少なからざる便を得るならん²⁰⁾」という位置を与えられる「各論」は、柳田産業組合論の核心部分と言っても過言ではない。それは、後に「中農養成策」として展開される農政思想に連なっていく箇处でもある。

「各論」は、信用組合・販売組合・購買組合・生産組合という四種の組合の意義と目的をそれぞれ述べる構成となっているが、「各論」全体を概観すると、各章が関連づけられて述べられていることに気づく。例えば、信用組合について言及し終えた柳田は、「第二章 販売組合」の箇处で「而して信用組合を設立せんことを希望する者をして、多少貯蓄の餘裕を得せしむるが爲には、産業組合法は亦團結の力に由るべしとせり²¹⁾」と述べ、各種の組合がその機能を発揮すれば、組合員の利益は一層拡大されるだろうと、その意義を強調している。しかも、各種の組合は、密接な関連をもって運営・組織されるべきであるという考えを合わせて提示している。筆者が『通解』の中で最も注目するのは、次の一文である。

「元來貯蓄の能力は産業純益の多少と比例すべきものなれば、もしある方法を以て、今よりも總収入が多くなり、生産費が今よりも少なくなることを得るときは、其差額即ち純益は多くなるべし。而して販賣組合は其總収入を多くするを目的とし、之に反し購買組合、生産組合は主として生産費を減少するを目的とす。されば此等三種の組合は、信用組合と相須ちて、始て下級人民の生活を改良し幸福を増進するの結果を取むるを得べく、互に一を缺く

19) 尚、当時の農業組合の実態を見聞したものを記録した「地方の産業組合に関する見聞」も合わせて参照のこと。藤井隆至編『柳田國男農政論集』（以下、『論集』と略）所収。

20) 『通解』28巻，p. 86。

21) 前掲，p. 99。

べからざるは、恰も鳥雙翼、車の兩輪の如きなり。²²⁾」(傍点一筆者)

ここに述べられているのは、我国農村協同組合が、本来的には四種兼営形態をとるべきであるという考えに他ならない。小産業者の資金欠乏を信用組合が補充し、他方、生産資材の共同購入、農機具等の共同利用による生産費の低下²³⁾を購買・利用組合が担当し、共同の販売対応による総収入の増大を販売組合が担うという、生産から販売に至る過程でそれぞれの組合がその機能を発揮することが必要だとしている。しかも、それぞれの組合は分散して運営されることなく、一体となって組織・運営されなければならないとしているのである。

ここで留意しなければならないのは、『通解』が世に出た当時、信用組合は兼営を認められていなかったことである。²⁴⁾この点について柳田は、「決して一の組合に加入せる者は他の組合を設立すべからずといふ趣旨には非ざるなり²⁵⁾」(傍点一筆者)と述べて、同じ構成員によって、他種組合を設立して対処することを提起している。例え組合は別ではあっても、密接な関連を持って運営されるならば、より一層の利益の拡大が期待されると考えたのである。

第二章で兼営の優位さに触れた柳田は、購買組合・生産組合を論じた章でも、同様の指摘を行なっている。購買組合の章では、「小さき産業者」は普通「販賣の必要と購買の必要は常に時を接して起」るので、販売代金と購買代金の決済を連動させるという組合事務の合理化²⁶⁾、さらに共同販売で生産物の品質を統一させていくためには、「原料の撰擇に共同の標準を採る²⁷⁾」ことが必要となり、販売・購買組合は一体的に組織されるべきだとしている。生産組合の章では、生産組合は生産の初期を担当し、生産物の完成に近づくにつれて販売組合が担当することも可能となり、特に加工を行なう生産組合は、組合員が加工した生産物を販売する限りは、販売組合を兼ね

22) 前掲, p. 99.

23) 『農業政策學』の中で、「農業政策ノ最モカラ用キツヽアル題目ハ實ニ又此ノ生産費ノ減少ニ他ナラサルナリ」と述べてその意義を強調している。28巻, p. 344.

24) 信用組合と他の組合との兼営が認められたのは、明治38年の第一次産業組合法改正によってである。詳しくは、前掲『発達史』p. 437~442を参照のこと。

25) 『通解』28巻, p. 99.

26) 前掲, p. 117.

27) 前掲, p. 118.

るべきだとしている。また、購買組合を通じて購入した器具・材料を備えつけることも考えられると、絶えず組合事業の幅の広がりを目指したのである。以上のように、「各論」では、それぞれの組合の意義と目的を説きながらも、絶えず他組合との関連性の追求に言及しており、それが『通解』のもつ最大の特徴となっているのである。

ところで、信用組合法案が上程され、産業組合法が制定されるまでの過程で、シュルツェ方式かライファイゼン方式か、単営形態か兼営形態かという議論が戦わされたことは周知の通りである²⁸⁾。信用組合法案については、農学会が急先鋒となって批判の矢を放ったが、その主旨はライファイゼン方式を取る兼営組合とすべきだというものであった。そして、時の農学会を代表する形で横井時敬・高橋昌が『信用組合論』を世に送り出すのであるが²⁹⁾、その書では兼営形態について次のように述べている。つまり、「使用の途と之を使用する方法とを監督して浪費濫用の弊なからしめ、事業の成功を完たからしむるは、是れ組合の本分」であるが、「信用組合孤立するときは、独り此の監督の周到ならざるを得ざるのみに止らず、組合員即ち資本借用者は其の資本を最も有効的に使用するの途なく、自ら其利を完ふするを得ず³⁰⁾」ということである。だが、『信用組合論』で兼営問題について触れているのはこの点のみである。したがって、産業組合法の制定を相前後して、わが農村協同組合が兼営形態を取ることの合理性について、具体的かつ説得的に論を展開したのは、柳田ただ一人と言っても過言ではない。勿論、柳田が兼営の優位性を力説する背景には、産業組合法施行以後、信用組合を中心として組合の設立が進んだという事情があったことは言うまでもない。『通解』が刊行される一年前（明治34年）には設立組合363組合のうち、実に191組合（72.6%）が信用組合であり、比率こそ下がるが、その後も信用組合中心であることに変わりはない³¹⁾。

28) 我国の産業組合法の形成過程については様々な論者が論じているが、最近の成果としては渋谷隆一氏の労作が目されるであろう。「産業（信用）組合法の形成過程」、同氏編著『明治期日本特殊金融立法史』所収。

29) 実際は、渡辺剗の執筆だとされている。渋谷前掲書参照。

30) 高橋・横井『信用組合論 付生産及経済組合ニ関スル意見』、明治大正農政経済名著集4『信用組合・産業組合論集』所収、p.176。

31) 前掲『発達史』p.409。

ともあれ、各種組合が孤立分散することなく統一的に運営される兼営組合を理想とし、それこそが日本の産業組合の発展だと信じて止まない柳田の産業組合観を、ここに見いだすことができる。それは、商品経済の進展に小産業者を如何に適応させ、自立的発展の道を歩ませるかという視角に裏打ちされたものである。

【通解】は、法の逐条解釈という形をとりながら、兼営主義を軸とした独自の農村協同組合論を提示している注目すべき書なのである。

Ⅱ. 柳田産業組合論の発展

一【通解】以後の所論一

前節で、【通解】の特質を四種兼営論の全面開花ととらえたが、ここでは、それ以後の所論を中心に柳田産業組合論の発展の軌跡を辿ってみたいと考える。この時期は、農政学をはじめとする広範な分野にわたる多面的な論点の開示がみられるのであるが、それを産業組合関係のものに限定してみると、概ね次の二つに大別できるであろう。まず第一は、産業組合金融の体系化、発展方向の模索という点である。これは当時の農村をめぐる金融情勢、及び確立途上にあった農業金融体系に対する認識をもとに、独自の構想を打ち出そうとしたものである。第二には、日本の産業組合の発展を支える協同組合思想を、どのような組織基盤をもとにして育てあげるかという点である。

1. 産業組合金融発展の模索

柳田は当時の農業・農民の状態に鑑みて、「日本農業ノ精度ハ先ツ資本ノ方面ニ於テ之ヲ進ムルノ必要³²⁾」があるとの認識を得た。そして如何に資本を供給すべきかを考え、その一環として産業組合の意義を強調したことはよく知られている。しかもそれに留まらず、産業組合金融体系とも言うべきものの構想を、絶えずその視野の中に入れていたのである。

それでは、柳田は当時の農業を取りまく金融情勢をどのように認識していたのであろうか。それは、次の三点に要約されるであろう。

第一には、もともと「都会の資本」とは別の次元で動いていた「田舎の資本」が、次第に中央市場に直結する傾向にあり、そのため農業資本の供給が著し

32) 【農業政策學】28巻, p. 381。

く困難になりつつあったということである。第二に、「田舎の資本」が中央に集中する一方、田舎に於て地方小銀行を始めとする地方弱小金融機関が乱立し、高利貸付が横行していたことに対する懸念である³³⁾。それは必然的に土地所有の移動を激し進行させ、柳田が日本農業の担い手と考えていた中農を著しく減少せしめたのである。第三は、本来上記の事態を打解すべく構想され、確立されつつあった農業金融機関への懐疑と内在的批判を、柳田は抱いていたことである。当時は特殊金融機関が相次いで設立され、勸業銀行—農工銀行—産業組合という農業金融体系も形の上ではできあがり、始動しはじめた時期である。柳田自身も、「国家の保障ヲ基礎トスルモノハ其効果最大ナル」ことを一応認めてはいたが、勸銀・農銀が完全にその機能を果し得るかどうかについてはきわめて懐疑的であった³⁴⁾。そして、勸銀・農銀が、農業金融機関としての機能を発揮しないまま、脱農化する可能性のあることを看破したのである³⁵⁾。

それでは、上記のような農業をとりまく金融情勢に対する認識をもとに、柳田はいかなる展望を描いたのであろうか。

何よりも基本となるのは、金融の国家的整備の課題、端的には産業組合の普及と発展である。もともと、農業金融を円滑に進めていくためには、金融の「地方分権」が必要であること、資金の中央集中を改めなければならないことを痛感していた柳田は、「貯蓄ノ増加」を計り、「借主ノ利益ヲ保護スル」「借主本位ノ」「自家貯蓄ノ共同利用ヲ主トスル機関³⁶⁾」たることを産業組合に期待したのである。このような産業組合金融の発展に対する期待は、既に述べた勸銀・農銀への批判と裏腹の関係にあったことは言うまでもない。つまり、勸銀・農銀が行なう金融方式——対物信用では、実際に恩恵にあずかることのできる農業者がきわめて限定されざるを得ないこと、これである。柳田は「健全ナル對人信用ノ融通方法ヲ發達セシムルコト³⁷⁾」が農業者へ

33) 前掲, p. 386。尚、明治前・中期の地方弱小金融機関の活動については、差し当り朝倉孝吉『明治前期日本金融構造史』を参照のこと。

34) 前掲, p. 387。同様のことは『通解』でも指摘されている。(P. 99)。

35) 例えば農工銀行については、「…資本家ノ勢力強キコトハ些モ普通銀行ト異ナルコト無ク借主ノ科害ノ如キハ殆ト問題トモナラス」と指摘している。前掲, p. 319。勸銀・農銀の農業金融離脱の過程については、佐伯尚美『日本農業金融史論』参照のこと。

36) 前掲, p. 393。

37) 前掲, p. 391。

の資本供給を行なっていく上で必要不可欠であると考え、勧銀・農銀と異なる金融方式を持つ農業金融機関の発展を希求したのである。したがって、産業組合の組織対象領域も、「郷黨ノ情愛³⁸⁾」の及ぶ範囲、即ち対人信用によって農業金融が営まれる範囲が妥当だとしている。貯蓄の増加が前提になるが、そうした組織基盤の上に設立される産業組合こそが、借主本位の農業金融機関の中心になるべきだという見解である。

相互扶助を原則とし、しかも対人信用をその融通方法とする産業組合金融への期待は、やがて近代的とは言えなくとも、「郷黨ノ情愛」を基盤に組織・運営されている報徳社を始めとした在来金融機関への注目となったことは周知の如くである。

以上は、村落を基礎とした産業組合の発展を展望したものであるが、それはやがて産業組合金融の面的広がりを構想するものへと連なっていく。つまり、対人信用を基礎とする産業組合が、横の関係を強化し、産業組合同志の自助の精神による資金融通を計ろうとするもので、連合会構想とも言うべきものである。勿論、あくまでも産業組合同志の関係の強化であり、国家的政策措置に依存しない独自の農業金融領域、ならび組織を構築しようという積極的な提案である。それは勧銀—農銀—産業組合という農業金融体系の持つ不備を補い、かつそれに代替すべく構想されたものである。

既に、明治39年には、全国産業組合大会の席上、産業組合中央金庫の設立についての決議が採択され、産業組合側でも中央機関の設立に向かって運動を開始していた³⁹⁾。このような動きに批評を加える形で、「産業組合資金融通所の話」が発表されたのであるが、この論稿では国が主体となって中央銀行を設立するより、組合間同志の自助・自力による「他力を依存しない資金融通所」が具体的に提起されている。中央銀行を一挙に作りあげようとするより、当面は組合間で資金融通を行なうこと、具体的には郵便局を利用した共同貯金のような方策を実施し、資金の必要な組合がそこから借入れる仕組みを作れば、「各自の出資の倍額の仕事」ができると述べている⁴⁰⁾。さらに

38) 前掲, p. 393。

39) 産業組合中央金庫設立をめぐる動きについては、前掲『発達史』p. 480~487を参照。

40) 「産業組合資金融通所の話」、『論集』p. 83。続いて柳田は、郵便貯金の不便さを補う方法として、安全・確実な銀行に共同勘定を開き、貸越ができるようにしてもよいとしている。

産業組合が信用組合に加入すること、産業組合ばかりで組織する信用組合を設立することも考えられるとしている。そして、機運が盛りあがった時に、「損をさせぬ限り活動が持続し得らるゝ限りに於て、自己の利益を犠牲に供する」資金融通所を別個に設ければよいとしているのである⁴¹⁾。資金融通所についての柳田の論稿は、一方では政策的に方向づけられようとしていた農業金融体系への批判を基礎とし、他方ではそれを批判しつつも結果的には国家的庇護のもとで、新たな中央金融機関の設立を目論む産業組合関係者への警鐘でもあったのである。

以上見た如く、まず柳田は自助・自力による資本融通と対人信用に依拠する農業者に適合的な組織・運営体制を整えることを、基礎単位としての産業組合に希求した。そして、次に産業組合同士で資金融通の道を切り開き、新たな農業金融体系の構築を説いたのである。こうした点から面への発展を展望した柳田が、それを支えるものとして最も重視したのが、産業組合運動に欠落していた自助・自力・相互扶助という協同組合精神に他ならない。

したがって、次項では、我国産業組合の発展を支える精神的支柱、かつそれを培う組織的基盤をどこに求めるかという、柳田産業組合論のもう一つの核心部分について述べることにする。

2. 産業組合組織発展の道筋 一 精神的支柱と組織基盤 一

柳田が我国産業組合の発展の道筋を示すにあたって、産業組合精神の普及とその定着化に腐心し、かつ農村に現存する在来的農村諸組織に着目したこと、その一環として報徳社について論じたことはよく知られている。産業組合の発展において、精神面が重要であるということは、彼の著書の至る所で指摘されているが、その意図する処が最も明確に打ち出されているのは、「産業組合の道徳分子⁴²⁾」であろう。

普及途上にあった産業組合の諸問題をきわめて適確にとらえたこの論稿に於て、柳田は西洋の協同組合の展開過程を引き合いにだしながら、法律が時によっては協同組合の進展を遅らせる場合があったことを指摘し、「法律対道徳」の問題を提起している。そして、わが国の産業組合を念頭におきつつ、「法律思想だけで作りあげた組合は、極めて冷酷に且つ峻厳に出来て居る」

41) 前掲, p. 98。

42) 『定本』31巻所収。

ものであり、それ故「当事者をして斯の如きものが即ち組合の本質であるかの如く誤解せしめない事を十分に注意する必要がある⁴³⁾」と警鐘を発している。産業組合に最も欠けているのは、「組合員の伝導」であり、個々の町村で組合に加入しないものが存在しない状態にならない限り、本来的な産業組合とは言えないとまで断言し⁴⁴⁾、組織拡大の意義をあらためて強調しているのである。ここには、法律にのみ準拠して運営され、かつ、地主の利害を直接に反映した産業組合が、柳田の理想とするそれと大きく乖離しつつあったことに対する、卒直な噴激が示されている。

それは、「産業組合は法律の解釋のみを以て満足すべきものにあらず法律の解釋の外に倫理道德の方面より論究して以て其運用の法を購ぜざるべからず⁴⁵⁾」という意識を持ち、産業組合が「社會百般の病害に對する萬能藥⁴⁶⁾」として、社会政策上必要不可欠だと考える柳田にとっては至極当然のことであつた。

ところで、柳田は農村の在来的金融機関・諸組織を、資本主義經濟に適合的な形に改組・転化させることを打ちだしたが、その柳田の姿勢に、花田清輝は「前近代的なものを否定的媒介にして近代的なものを超えようとする進歩的態度⁴⁷⁾」を見て取り、柳田評価の基礎的視点とした。自らが担当してきた産業組合政策を顧み、普及途上の問題点を見すえた柳田は、産業組合が自助・自力・相互扶助という協同組合思想を欠落させたまま普及していくことに疑念を抱いたことは言うまでもない。欠落したままの協同組合思想を如何に注入するか、その問題意識が在来的諸組織がもつ思想に着目させ、かつそれを支えてきた基盤とも言うべきものへの注目となつたのである。その点について最も体系的に述べているのが、「日本に於ける産業組合の思想」(『時代ト農政』所収)である。

この論稿では、明治以後の産業組合思想・法形成の精神について述べるこ

43) 「産業組合の道德的分子」31巻, p. 433。

44) 「個々の町村に於て組合に入り得る者と、入り得ざる者との一階級が存在する様ならば、之は所謂『集合的利己主義』であつて、吾々の謳歌し、讚美せんとする産業組合ではないのである。」前掲, p. 433。

45) 「産業組合講習會講習筆記」『論集』p. 259。

46) 前掲, p. 261。

47) 花田清輝「柳田国男について」(同氏著作集Ⅱ『近代の超克』所収)。

とはせず、西洋と事情が異なるにせよ、わが国においても産業組合と類似する組織が根付き、発展してきたことを説き明かそうとする。そして、「小民困窮の勢が極まって始めて自然に発現したのでは無くして、未然に此災害を防ぐために現われ出⁴⁸⁾」という、予防先行的な性格を我国協同組合的組織が持っていたとしている。さらにその組合の組織化の過程を、他力手段と自力手段によるものとに類型化し、柳田は当然のことながら後者に注目するが、自力手段による社倉、およびその精神の系譜を引く二宮尊徳、報徳社を高く評価したのである。こうしたわが国の産業組合の思想的系譜とも言うべきものを述べざるを得なかったのは、この論稿の冒頭で触れているように、産業組合制度が西洋の制度を取り入れたものであることからくる弊害、それへの懸念からである⁴⁹⁾。

だが、そうした評価を与えつつも、社倉を始めとする其の他の伝統的貸付融通機関が、当時においてもそのまま適合するとは考えていなかった。即ち、「現在の経済組織に於ては昔より資金需要の範囲が一般に大きく」なっており、「最早この助貸即ち消極的の貸付を以て唯一の目的と為すべき時代は過ぎさったのであります⁵⁰⁾」と。したがって、資本主義経済の進展に対応していかない限り、在来的貸付機関はその役割を果たすことができないと、その意義と限界を強調しているのである。

言うまでもなく、この論稿は、前年に雑誌『斯民』に掲載された「報徳社と信用組合との比較」、およびそれを契機とした岡田良一郎との論争過程⁵¹⁾で、柳田が言い尽せなかった点を述べたものである。「報徳社と信用組合との比較」で柳田が報徳社を高く評価しつつ現代的に改組することを力説し、それについて岡田から厳しい批判がよせられたことは有名である。だが、柳田は報徳社だけを現代的に改組、或いは産業組合的組織に転化させることのみを主張したのではない。広範に存在する在来の農村金融・諸組織の改組・

48) 【定本】16巻, p.91。

49) 前掲, p. 81。

50) 前掲, p. 109。

51) 岡田良一郎「柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」, 「再び柳田国男氏の報徳社と信用組合論を読む」を参照のこと(『協同組合の名著』第2巻所収)。岡田良一郎については伝田功が, 『近代日本経済思想の研究』で詳しく論じているので合せて参照のこと。

転化をその視野にいれていたのである。例えば、明治38年の講習会の講演（「産業組合講習会講習筆記」として『論集』に所収）では、次のような注目すべき意見を述べている。農村に從來からある諸組織、自助の組合は「決して産業組合法に規定せられたるものゝみに限るものにあらず必要に應じて種々の法律に準據して組合を設立するを肝要⁵²⁾」とするとし、産業組合の枠にとらわれない協同組合的組織への転化を説くのである。元来、「報徳社と信用組合との比較」は上記のような問題意識のもとに書かれたものに他ならない。にもかかわらず、岡田の激烈な批判のため、論争自体は柳田の真意が生かされぬまま終ってしまった。したがって、「日本に於ける産業組合の思想」は、論争過程の不毛さを克服すべく、何故に報徳社に注目し、その改組・転化を主張したかという真意を、より歴史的・具体的に述べたものであろう。

以上のことから、産業組合思想の発展の道筋を示すにあたって、柳田は絶えず二方向から接近を試みていたと考えられる。一つは、現存する産業組合に、自助・自力・相互扶助という協同組合的精神を、如何に根付かせるかという視角からのものである。つまり、わが国の在来の協同組合的（近代的協同組合ではない）組織の思想の系譜を、西洋の制度を取り入れた産業組合制度（近代的協同組合）に如何に引き継がせるかという考えによるものである。今一つは、村落を基盤に、自生的展開を遂げてきた諸組織の改組・転化である。確かにそれらには、経済合理性の追求という資本主義社会に適合的な、そして小産業者の前進を促迫するという性格は有していなかったが、産業組合にはない協同的精神を多分に持ち合わせていた。それをより処として、経済合理性の貫ける産業組合のような組織にしていくかという視角からの接近である。元来、産業組合の組織自体も、部落を基盤に組織されたものであったので⁵³⁾、部落の持つ諸機能・諸組織を、近代的制度にのっとった組織に再編し、それを経済合理主義を貫くことが保障されている産業組合に連動させることを展望したのである。いわゆる「経済と道徳の癒着」であり、それこそが産業組合の発展を支えるものであるという、柳田独自の農村協同組合論である。

特に、第二の方向からの接近は、産業組合という枠を超えて、村落諸組織

52) 「産業組合講習会講習筆記」『論集』p. 274。

53) この点については、斉藤仁「日本の初期農村協同組合」（アジア経済研究所『アジアの農業協同組合』）を参照のこと。

を全面的にその視野に入れて論ずる農業組合論へと発展し、またその契機を与えることになったのである。

Ⅲ. 帰結としての農業組合論

種々の農村協同組織、柳田はそれを「農業組合」と呼んだが、「農業組合論」(明治40年『明治学報』)では、それについて次のような規定を与えている。

「農業組合」というのは、「日本の農業者が現在又は将来に於て、其生活上の必要に依り、協同して作る一切の團體を包含⁵⁴⁾」するものである。諸団体の中には、法律によって組合となっているものと、組合と呼ばれていないものがあり、「組合」と呼ばれているのは一部分にすぎないが、日本農業の将来展望を論ずる時、両者を含めて論じなければならないという視覚を、柳田は提示する。

さて、以上のような観点から具体的に論じたのが、「農業用水ニ就テ」である。この論稿では、わが国の農業用水の確保・灌漑の歴史について述べつつ、近年水田面積の増加・田地排水事業の進歩・畑の田成などによる農業内部の必要用水の増加、さらには非農業分野での水利用の増大によって、農業内部のみならず他分野との利害調整が、現実問題として突きつけられていることを鋭く指摘する⁵⁵⁾。したがって、今や「新ナル個人主義ノ見地ヨリ權義ノ分界ヲ定ムベキ法律ヲ要スル⁵⁶⁾」段階に入っており、水利用の問題も私有制度に基づかなければならない段階にきている。だが現実には、「灌漑用水ニ對スル權利ノ主體ハ個人ニ非スシテ村方ナリ⁵⁷⁾」という域を脱していないため、利用者の合意を原則とする給水方法に改めなければならないとしている。そして、経済合理主義を原則とした私設給水機関を提唱し、「公流公水ノ恩恵ヲ如何ニシテ最モ汎ク國民ノ間ニ配付スヘキカト云フ點⁵⁸⁾」を考慮した農業用水の問題解決を促しているのである。

54) 「農業組合論」、『論集』, p. 102。

55) 「農業用水ニ就テ」を対象に、柳田の水利論に言及したものとして、玉城哲「柳田国男の農業水利論」(同氏『風土の経済学』所収)がある。短文とは言え、示唆に富む論稿である。

56) 「農業用水ニ就テ」31巻, p. 441。

57) 前掲, p. 440。

58) 前掲, p. 446。

「農業用水ニ就テ」は、村落を主体にした水利慣行を、担当組織も含めて、現代的に改組させることを主眼に論じたものであるが、当然その中には生産・生活全分野に拡張・普遍化し得る内容を含んでいた。それが他ならぬ「農業組合」ともいうべきものだったのである。

再び「農業組合論」に話を戻すが、柳田は農業組合を概ね三つに分類して考えていた。第一は、「政治的組合」、第二は「農藝經濟に関する共同の研究を目的とする教育的組合」、第三は「職業的組合」である。言うまでもなく柳田は第三の「職業的組合」を重視したが、そこでもやはり在来組織の改組を提起する。つまり、農業用水の所で述べられている個人主義を前提に「此等舊慣に衣る組合方法を完備すること更に新時代に適應する組織改むると共に更に未だ共同の及ばざりし部分まで大に之を拡張⁵⁹⁾」することが焦燥の課題と考えたのである。小生産者が「孤立独行」することなく自ら繁栄する道を探るためには、生産・生活にわたる広範な分野で、生産・生活が村落と深くかかわりあっている以上村落を基盤に、縦横無尽に組合を組織しなければならぬとした。あらゆる分野で組合を組織する一方、それぞれの組合を孤立分散させることなく組合同士の結合をはかり、その数を少なくして機能的な活動が保障される組織化を同時に求めたのである⁶⁰⁾。

以上のような内容を持つ柳田の農業組合論を要約しておく、何よりも農業に関する協同化、あるいは組織化をきわめて広範囲にわたって提起していることである。それは、産業組合制度が、信用・購買・販売・生産組合に限定されている以上、その枠を超えた協同組織の充実もまた、必要不可欠になるという認識であろう。

敢えて付言するまでもなく、柳田は農政学の諸論稿において日本農業の担い手の問題を取りあげ、「日本農業の近代化を推進せしめ得る、真の農業者はどこに求められるか⁶¹⁾」を問いを絶えず発し続けた。それは、「中農養成策」として結実し、「我国農家の全部をして少くも二町歩以上の田畑を持たしめ⁶²⁾」という当時としては画期的とも言える政策提言を行わしめる

59) 「農業組合論」【論集】 p. 109。

60) 「出来るならば組合の数は最も少くしてしかも最堅き最も活動する組合ならんことを望む此の如くすれば隣保は終には一家の如くなることを得べし。」前掲, p. 111。

61) 伝田功「近代日本農政思想の研究」 p. 194。

62) 「中農養成策」【論集】 p. 24。

までにいたった。そして、現実には脆弱な基盤しか持ち得ない「底辺に小作農を含みつつも、むしろやや広く自営農民・職人層といった小生産者層⁶³⁾」を経済的發展に導くものとして、産業組合の意義を捉えたのである。したがって、産業組合は単に信用供与にその機能を限定することなく、小生産者の生産から販売に至るあらゆる過程に介在して機能を発揮する兼営組合でなければならなかった。そして、兼営組合がその機能を全面的に発揮することによって始めて、企業的農業の実現も可能になると考えたのである。だが現実には、産業組合のみでは律し得ない生産・生活に関わる諸局面が存在し、しかもそれが従来の慣行により前近代的組織で営まれているものを見聞した時（例えば農業用水）、産業組合の確立ばかりでなくその組織をも資本主義的組織に改組・転化することなしには、小生産者が商品生産者として自立・前進することは困難であることを確認したのである。

したがって、農業組合論は、『通解』で開示した経済合理主義に基づく四種兼営思想を視座として、村落再編をも射程に入れて論じたものといっても過言ではあるまい⁶⁴⁾。産業組合自体が村落を基盤に組織されることを理想とする以上、合理主義的に運営されるはずの産業組合を中核としつつ、村落の地縁・血縁的集団を個人主義を前提とした協同組合的結合による機能的集団へ再編成していくことを、不可避の課題としたのである。その意味では、農業組合論は四種兼営思想として開花した柳田産業組合論の、帰結としての位置を与えられて然るべきであろう。

同時に農業組合論は、現実に存在する産業組合の諸矛盾、特に自助・自力・相互扶助という協同思想の欠落を埋めるものとしても、きわめて重要なものであった。それは前節で述べた処であり重複は避けるが、いずれにせよ「現に同胞農民が知りつゝ又は知らずに多くの農業組合を作りて、共同せる事實⁶⁵⁾」を重視し、その延長線上に産業組合の組織化と活性化を望んだことは間違いのない処である。

尚、産業組合、農業組合に関連して、柳田農政学の真価とも言うべき小作

63) 住谷一彦「形成期日本ブルジョアジーの思想像」、長幸男・住谷一彦編集『近代日本経済思想史Ⅰ』p. 210。

64) 共同体の近代的機能集団への再編成という点については、岩本由輝『柳田國男の共同体論』参照。

65) 「農業組合論」『論集』p. 110。

組合について触れなければならないが、内容に立ちいって論ずる余裕はないので、地主・小作関係を上揚する手段として産業組合制度、或いは農業組合の活用を視野に入れていったことのみ指摘しておきたい⁶⁶⁾。

結

わが国産業組合法の成立を相前後して、信用組合・産業組合に関する論稿が相次いで世に出された。伊東勇男は当時の代表的著作である平田・杉山のそれを「社会政策的協同組合論」、高橋・横井のそれを「地主の主導する小農の組合」論と評した⁶⁷⁾。勿論柳田の産業組合論は、両者のどちらとも一線を画している。前者とは、『通解』の末尾「自力、進歩協同相是、實に産業組合の大主眼なり」という言葉に示される如く、明らかに異なっている。それは、その後の産業組合精神に触れた諸論稿を一瞥するだけで明白となる。また、後者とは、寄生地主制・小農保護論をはじめとする農政思想において対立的である。産業組合についても、高橋・横井が地主制下の小農の維持という役割を主眼とするのに対し、柳田は地主制批判をもとに、小農の経済的發展を支え中農養成策の一助とする位置付けを与えた。それ故に柳田産業組合論は、当時の産業組合論としては、きわめて独自の位置にあった。柳田は、わが国農村協同組合が「地域性」・「総合性」に立脚することの必然性を、あくまで小農の経済的前進と自立という観点、経済合理主義的観点から描き出したのである。勿論、それはわが国産業組合が国家的政策に支えられてその後体现する「地域性」・「総合性」の中身とも、大きな隔りがあったことは指摘するまでもない。

以上のように、柳田産業組合論は、四種兼営思想を基点に、次第にその対象領域を広げて農業組合論へと発展し、体系化を成しとげるのである。だが、同時にその発展過程自体が、現実の産業組合の動向との乖離の過程でもあり、ここに、柳田産業組合論の先駆性と、それ故の苦悩を見いだすことができるのである。

66) 小作組合については、岩本由輝「柳田國男の地主・小作制論」(同氏『柳田國男の農政學』所収)を参照のこと。

67) 伊藤勇夫の前掲『信用組合・産業組合論集』の解題を参照。